

# ○東京藝術大学学生懲戒規則

平成 27 年 3 月 26 日  
制 定

改正 令和 7 年 3 月 27 日

## (目的)

第 1 条 この規則は、東京藝術大学学則（以下「学則」という。）第 93 条第 3 項及び東京藝術大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 49 条第 3 項に基づき、本学学生の懲戒に関して必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

## (懲戒の種類及び内容)

第 2 条 懲戒の種類及び内容は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 退学 退学させること。退学の場合は、再入学を認めないものとする。
- (2) 停学 期間を定め、又は定めないで登校を停止すること。停学の期間を定める場合は 6 月以下とする。なお、停学期間は在学年数に含めない。ただし、停学期間が 1 月を超えないときは、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の意見を参考として、在学年数に算入することができる。
- (3) 訓告 注意を与え、将来を戒めること。

## (事実調査)

第 3 条 学生が懲戒の対象となり得る行為があると認められるとき、当該学生が所属する学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）は、速やかに学長及び理事（教育担当）に報告するとともに、調査委員会を設置し、その行為の事実調査を行うものとする。

- 2 調査委員会は、事実調査を行うに当たっては、当該学生にその旨を通知し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、正当な理由がなく、これに応じない場合は、この権利を放棄したものとみなす。
- 3 懲戒の対象となり得る行為が、他の学部又は研究科（以下「学部等」という。）に所属する複数の学生によって引き起こされたときは、事実調査に関し、当該行為の調査を行っている他の学部等と相互に連絡・調整を行うものとする。
- 4 調査委員会は、慎重、かつ、速やかに調査を行い、その結果を学部長等に報告しなければならない。

## (懲戒の手続)

第 4 条 学部長等は、前条の調査報告の結果、学生を懲戒する必要があると認めるときは、懲戒の種類等を明記した懲戒処分案の作成を調査委員会に要請するとともに、懲戒処分案に関して理事（教育担当）と調整を行うものとする。

- 2 前項の調整は、懲戒の要否、懲戒の種類及び程度について全学的な均衡を図る観点から行うものとする。
- 3 懲戒の対象となり得る行為が、他の学部等に所属する複数の学生によって引き起こされたときは、当該学部及び他の学部等間における前項の調整を行うものとする。
- 4 学部長等は、第 1 項において調整した懲戒処分案を教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）へ付議するものとする。

## (懲戒の申請)

第5条 学部長等は、教授会等の意見を参考として、懲戒申請書（別紙様式第1）及び調査報告書（別紙様式第2）を作成し、学長に懲戒の申請をしなければならない。

（懲戒処分の決定）

第6条 学長は、前条の懲戒の申請を受けたときは、評議会の意見を参考として、懲戒処分を決定する。

（謹慎）

第7条 学長は、当該学生の懲戒処分が決定されるまでの期間中に、謹慎を命ずることができる。謹慎期間中は、登校を禁止する。

2 謹慎の期間は、停学の期間に算入することができる。

（懲戒の措置）

第8条 懲戒に伴う措置は、学長の命により当該学部長等が当該学生へ懲戒処分書（別紙様式第3）を交付することにより行うものとする。

2 学長は、学生を懲戒したときは、その旨を学内に告示（別紙様式第4）するものとする。

3 懲戒処分書の交付は、当該学生の保証人が同席し、学部長等及びその他必要な教員が立ち会うものとする。ただし、訓告はこの限りではない。

4 告示場所は、当該学部又は研究科の掲示板とし、期間は告示日より一週間とする。

（懲戒の発効日）

第9条 懲戒の発効日は、懲戒処分書の交付日とする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

（再審査請求）

第10条 懲戒処分を受けた学生は、事実誤認、新事実の発見、その他正当な理由がある場合は、文書により学長に対して再審査を請求することができる。

2 学長は、前項の請求を受理した場合には、評議会の意見を参考として、速やかに再審査の要否を決定するものとする。

3 学長は、再審査の必要があると認めた時は、直ちに、当該学部長等に再審査を行わせるものとし、再審査の必要がないと認めた時は、速やかに、その旨を文書で当該学生に通知するものとする。

4 再審査に必要な調査及び手続きは、第3条から第6条及び第8条の規定を準用する。ただし、第3条第1項における学長及び理事（教育担当）への報告は要しない。

5 再審査の請求は、懲戒処分の効力を妨げない。

（停学中の指導）

第11条 停学処分中の学生に対して、指導教員、学年主任又は学生生活委員は定期的に面談及び指導を行い、その指導状況等を文書にて調査委員会に報告するものとする。

（無期停学の解除）

第12条 調査委員会は、前条の報告により、無期停学中の学生について当該処分の解除が適当であると判断した場合、学部長等に当該学生の氏名及び解除が適当と判断する理由について報告するものとする。

2 学部長等は、前項の報告を受けたときは、理事（教育担当）及び教授会等の意見を参考として、学長に当該学生の氏名及び無期停学解除が適当と判断する理由

を付して無期停学解除の申請をするものとする。

3 学長は、前項の申請を受けたときは、評議会の意見を参考として、無期停学を解除することができる。

4 前項の解除に当たっては、第8条第1項及び第9条の規定を準用する。この場合において「懲戒」を「無期停学の解除」に、「懲戒処分書」を「停学解除通知書（別紙様式第5）」に読み替えるものとする。

（学籍異動）

第13条 停学処分中の学生が休学を届け出た場合は、受理しない。

（報告）

第14条 調査委員会は、停学処分を受けた学生が処分期間満了等により復学することとなった場合は、処分中の指導内容及び当該学生の更正内容について学部長等に報告する。

（事務）

第15条 懲戒に関する事務は、各学部等教務係において処理する。

（その他）

第16条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式1（第5条関係）

（元号） 年 月 日

東京藝術大学長 殿

〇〇学部（研究科）長

〇 〇 〇 〇

### 懲戒申請書

このことについて、下記のとおり懲戒処分（案）を作成しました。  
については、調査報告書を添えて提出しますので、懲戒処分内容の決定方よろしく  
お願いします。

### 記

1. 被懲戒処分者
2. 学生番号
3. 懲戒の種類
4. 懲戒の理由（上記の処分を行う理由を簡潔に記載する。）

調 査 報 告 書

1. 被懲戒処分者関係
  - ・学部（研究科） 学科（専攻）、課程・コース
  - ・学生番号  
フリガナ
  - ・氏 名（生年月日）
  - ・入学年月
  - ・現住所・電話番号
2. 事件の経緯・概要
3. 学生の弁明
4. 審議経緯
5. その他参考資料等

記載要領

- ・記2は、事件の経緯、概要、大学側の対応、事実の確認等について年月日順に記載する。
- ・記3は、当該学生が行った弁明について、日時、場所、証拠、証人、補佐人の有無、内容等を記載する。
- ・記5は、その他の必要事項又は参考資料があれば記載若しくは添付する。

別紙様式3（第8条関係）

懲戒処分書

学部（研究科）名 \_\_\_\_\_  
学生番号 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

上記の者は、東京藝術大学学則第〇〇条（東京藝術大学大学院学則第〇〇条）により、下記のとおり懲戒する。

記

1. 懲戒の種類

(停学の場合)

2. 停学の期間

3. 処分理由

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長  
○ ○ ○ ○ 印

別紙様式4（第8条関係）

告 示

学部（研究科）名  
学生番号

上記の者は、東京藝術大学学則第〇〇条（東京藝術大学大学院学則第〇〇条）に基づき、〇〇〇〇に処する。

（元号） 年 月 日

東京藝術大学長

○ ○ ○ ○ 印

別紙様式5 (第12条関係)

停学解除通知書

学部(研究科)名

学生番号

氏名

上記の者は、東京藝術大学学則第〇〇条により、停学を解除する。

(元号) 年 月 日

東京藝術大学長

〇 〇 〇 〇 印